

## ○山形県産業廃棄物税条例

〔平成18年3月22日〕  
山形県条例第16号

改正	平成18年7月7日条例第45号	平成23年3月22日条例第14号
	平成23年6月30日条例第34号	平成27年12月25日条例第59号
	平成28年3月22日条例第15号	平成28年6月24日条例第43号
	令和3年3月19日条例第7号	

### (目的)

第1条 県は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者及び廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者のうち、産業廃棄物の最終処分（廃棄物処理法第12条第5項に規定する最終処分をいう。）を業として行う者をいう。
- (3) 最終処分場 県内に設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。

一部改正〔平成23年条例14号〕

### (賦課徴収)

第3条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「この条例」とあるのは、「この条例及び山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）」と、同条例第3条中「もの」とあるのは、「もの及び山形県産業廃棄物税条例第1条の規定により課する産業廃棄物税」と、同条例第16条第1項中「又はこの条例」とあるのは、「この条例又は山形県産業廃棄物税条例」とする。

### (課税地)

第4条 産業廃棄物税に係る徴収金は、最終処分場の所在地において賦課徴収する。

- 2 知事は、前項の規定による課税地により難いと認める場合又は特に指定する必要があると認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。

### (納税義務者等)

第5条 産業廃棄物税は、産業廃棄物を排出した事業者（産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下「排出事業者」という。）が、その排出した産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

2 前項に規定するもののほか、産業廃棄物税は、排出事業者が、その排出した産業廃棄物を自ら設置している最終処分場において埋立処分する場合には、当該最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該排出事業者に課する。

一部改正〔平成23年条例14号〕

（課税標準）

第6条 産業廃棄物税の課税標準は、最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とみなし、前項の規定を適用する。

（税率）

第7条 産業廃棄物税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

（税額の端数計算）

第8条 産業廃棄物税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

（課税免除）

第9条 知事は、天災その他の災害により排出された産業廃棄物及び公益上その他の事由により課税が不適当なものの搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。

（徴収の方法）

第10条 産業廃棄物税の徴収については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

（1）第5条第1項の規定により産業廃棄物税を課する場合 特別徴収

（2）第5条第2項の規定により産業廃棄物税を課する場合 申告納付

（特別徴収義務者）

第11条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、産業廃棄物税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前2項の特別徴収義務者は、産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入に対して排出事業者に課する産業廃棄物税を徴収しなければならない。

（特別徴収義務者としての登録等）

第12条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により特別徴収義務者に指定された者は、その指定を受けた日から5日以内に、最終処分場ごとに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の登録の申請をする場合において提出する申請書には、次の各号に掲げる事項

を記載しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 最終処分場の名称、所在地及び設備の概要
  - (3) 埋立処分の開始年月日
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 知事は、第1項の登録の申請があったときは、その申請をした者に対し、その者が産業廃棄物税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付する。
- 4 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 第3項の証票の交付を受けた者は、最終処分場における産業廃棄物税の特別徴収の義務が消滅したときは、その消滅した日から10日以内に、当該最終処分場に係る証票を知事に返納しなければならない。
- 7 第3項の証票の交付を受けた者は、第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、直ちに登録の変更を知事に申請しなければならない。

(申告納入の手続等)

第13条 産業廃棄物税の特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで（最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から1月以内）に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第14条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金又は産業廃棄物税の全部若しくは一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当する場合を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 法第15条の2の2から第15条の3まで及び第16条の2第1項から第3項までの規

定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

- 3 知事は、第1項の規定により徴収猶予をしたときは、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

一部改正〔平成27年条例59号〕

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 知事は、産業廃棄物税の特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金若しくは産業廃棄物税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な事由があると認めるとき又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額(以下「徴収不能額等」という。)を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を受けようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、第1項の規定により徴収不能額等を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 4 知事は、第1項の申請を受理したときは、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に、当該申請を行った特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付すべき納税者としての届出)

第16条 第10条第2号の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき納税者(以下「申告納付すべき納税者」という。)は、最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに、最終処分場ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 申告納付すべき納税者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称、所在地及び設備の概要
- (3) 埋立処分の開始年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 2 申告納付すべき納税者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(申告納付の手続等)

第17条 申告納付すべき納税者は、次の表の左欄に掲げる期間における産業廃棄物税について、それぞれ同表の右欄に掲げる期限まで(最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、又は休止した場合にあっては、その終了し、又は休止した日から1月以内)に、課税標準たる重量、税額その他知事が必要と認める事項を記載した規則で定める納付申告書を知事に提出し、及びその申告した税額を納付書により納付しな

ければならない。

1月1日から3月31日まで	4月30日
4月1日から6月30日まで	7月31日
7月1日から9月30日まで	10月31日
10月1日から12月31日まで	1月31日

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。
- 3 申告納付すべき納税者は、納付申告書の提出期限後においても、法第733条の16第4項の規定による決定の通知があるまでは、第1項の規定により申告納付することができる。
- 4 第1項又は前項の規定により納付申告書を提出した者は、当該納付申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならないときは、遅滞なく、規則で定める修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

(減免)

第18条 知事は、申告納付すべき納税者について、天災その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該申告納付すべき納税者の申請により、産業廃棄物税を減免することができる。

- 2 前項の規定による産業廃棄物税の減免を受けようとする申告納付すべき納税者は、当該産業廃棄物税の納期限までに、又は当該減免の原因となるべき事実が発生した日から1月以内に、規則で定める申請書に当該減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(更正及び決定に関する通知)

第19条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物税の更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による産業廃棄物税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による産業廃棄物税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

一部改正〔平成18年条例45号、平成28年条例43号〕

(不足税額等の納入等)

第20条 前条の通知を受けた者は、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）があるときは、当該不足税額並びに当該不足税額に対する延滞金額及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに、納入書により納入し、又は納付書により納付しなければならない。

(納税管理人)

第21条 産業廃棄物税の特別徴収義務者及び申告納付すべき納税者（以下「特別徴収義務者等」という。）は、法第733条の6第1項の規定により納税管理人を定める場合においては、その必要が生じた日から10日以内に、課税地を所管する総合支庁の所管区域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちからこれを定め知事に申告し、又は当該所管区域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち

納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて知事の承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第22条 法第733条の6第2項の認定を受けていない特別徴収義務者等で前条の承認を受けていないものが同条の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかったときは、10万円以下の過料に処する。

一部改正〔平成23年条例34号〕

(帳簿の記録等の義務)

第23条 特別徴収義務者等は、次に掲げる事項を帳簿に記載し、当該帳簿を第13条第1項若しくは第2項の納入申告書の提出期限又は第17条第1項若しくは第2項の納付申告書の提出期限の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
  - (2) 搬入された産業廃棄物の重量
  - (3) 産業廃棄物税額
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- (使途)

第24条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正処理の促進に関する施策の実施に要する費用（産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を含む。）に充てなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第84号で平成18年10月1日から施行。ただし、附則第5項の規定は、同年7月1日から施行)

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の埋立処分のための最終処分場への搬入について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日において現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者に対する第12条第1項の規定の適用については、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。
- 4 施行日において現に最終処分場を設置し、自ら排出した産業廃棄物の埋立処分を行っている者に対する第16条第1項の規定の適用については、同項中「最終処分場において産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「直ちに」とする。

(施行前の準備)

- 5 第12条第1項の規定による特別徴収義務者としての登録の申請及び同条第3項の規定による証票の交付並びに第16条第1項の規定による申告納付すべき納税者としての届出は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 6 知事は、山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（令和3年3月県条例第7号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成23年条例14号・28年15号〕

附 則（平成18年7月7日条例第45号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、〔中略〕第2条の規定〔中略〕は同年1月1日から〔中略〕施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月30日条例第34号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔前略〕第4条の規定 平成23年9月1日

(2)～(4) 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

6 この条例（附則第1項各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年12月25日条例第59号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）及び（2）〔略〕

2～5 〔略〕

**附 則**（平成28年3月22日条例第15号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月19日条例第7号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。